

加監公表第12号

令和3年6月4日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 織田 正樹

加古川市監査委員 山本 一郎

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年4月9日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年4月9日付けで受理した。

なお、令和3年5月7日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) A町内会に交付した令和2年度加古川市地域敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）について

A町内会における本件補助金に係る事業内容（以下「本件補助事業」という。）は、対象者へ饅頭（敬老記念品）を配るだけで、令和2年度加古川市地域敬老事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもの。」に該当する事業（行事）が行われていない。また、本件補助金の対象となる70歳以上の高齢者の人数については、加古川市（以下「市」という。）からA町内会に対して提供された対象者数を根拠にA町内会は補助金申請を行っている。しかしながら、市から提供された対象者数は、A町内会の区域とは異なる可能性が高い区域で、かつ町内会加入世帯かどうかも分からない中で抽出されたと思われる不確かな人数である。そのため、A町内会の区域内における町内会非加入世帯の70歳以上の高齢者までを対象とし、実際の人数と齟齬のある対象者数で実績報告（以下、補助事業実績報告書及びそれに添付された書類を示していると解す。）を作成し、提出していることは虚偽記載による詐欺行為に当たると思われる。本当の対象者数も分からず、ふれあいの機会が提供されているかどうか町内会長の言い分を信じるだけで、虚偽の実績報告により本件補助金を交付していることは、市の予算執行として問題である。

また、A町内会では70歳以上の高齢者の在宅調査が行われているが、本来は対

象者であるにもかかわらず、誤って対象者として登録されていなかった人がいた。その人には、A町内会で購入した饅頭が配られていなかったため、問い合わせたところ、余っていた饅頭が後で届けられたと聞いた。対象者の数だけを購入していれば、饅頭が余っているのはおかしい。対象者として登録されていなかった事象についても、ふれあいがなかったことの証明になると思われる。何よりも、A町内会が虚偽の実績報告によって受け取った本件補助金に正当性があるとはいえない。

さらに、市への本件補助金の実績報告に記載している本件補助事業に係る金額が、A町内会の会計報告に記載の金額（以下、同報告の摘要欄に記載の金額を示していると解す。）と一致していない。

加えて、A町内会は、平成28年度、平成29年度及び令和元年度の加古川市地域敬老事業補助金に係る事業内容について、A町内会の区域内で組織された老人クラブ活動に一切関わっていないにもかかわらず、同クラブの独自活動（敬老茶話会、安否確認等）をA町内会の活動として報告し、補助金を不正・不当に受領している疑いがあり、今後もこのようなことが続くと懸念される。

（2）加古川市地域敬老事業補助金制度（以下「本件補助金制度」という。）について

本件補助金制度は、コロナ禍の中、高齢者が多くの人を介して品物を受け取ることのリスクもあり、憤りや悲しみを伴う補助金制度である。

町内会非加入世帯の高齢者には、敬老祝い（敬老記念品等を示していると解す。）が毎年届けられることはない。全ての高齢者に平等にサービスを行うべきである。

平成26年度の公開事業評価において、本件補助金制度の見直しや廃止の声が多数あったが、見直しがされているとは思われない。高齢者、市民が納得する形での敬老政策の再構築をしてもらいたい。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件補助金の返還
- ・ 本件補助金制度の廃止

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件補助金の支出について

市が本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。請求人が求める措置のうち、「本件補助金制度の廃止」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって、監査の対象としない。

また、同条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求事項のうち、「平成28年度、平成29年度及び令和元年度の加古川市地域敬老事業補助金」（その支出を示していると解す。）については、本請求書が提出された令和3年4月9日において、既に各支出日から1年を経過していること、かつ本請求書及び陳述内容から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさない。よって、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

福祉部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年5月10日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

福祉部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3年5月10日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

加古川市地域敬老事業補助金の交付は、平成21年度に開始され、令和2年度においては、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）及び要綱に基づき、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者の福祉の増進に寄与するため、町内会・自治会等が実施する敬老事業に対して行われたものである。

本件補助金については、令和2年8月7日にA町内会から補助金交付申請書、事業計画書及び収支予算書（以下「本件交付申請書等」という。）を受け付け、審査した後、同日付けで160,000円の交付決定を行っている。そして、8月18日にA町内会から補助金請求書兼口座振替依頼書が提出されたため、概算払を決定し、9月1日に支出したものである。その後、9月21日にA町内会から補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施したとして、11月12日に補助事業実績報告書、事業報告書、収支決算書、領収証及び写真（以下「本件実績報告書等」という。）の提出があり、書面審査の結果、実施状況に疑義等はなく、補助金交付条件に適合していることを確認したため、補助金の額を確定し、同日付けで160,000円の確定通知を行ったものである。

要綱第3条に規定する補助事業は、補助の対象となる団体（以下「補助団体」という。）が開催する敬老会、敬老記念品等の贈呈その他の敬老事業であって、9月1日から1月31日までに実施され、補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもので、高齢者の長寿を祝うことを目的とするものである。なお、「補助団体の区域内の高齢者」とは、町内会・自治会等の構成員に限ったものではなく、また、「高齢者とのふれあいの機会の提供」とは、敬老会等の実施、物品又

は文書の配付等の機会を通して、地域住民が高齢者に対して直接間接を問わず交流することを指している。そのため、本件補助事業の敬老記念品の配布は、地域住民と高齢者とのふれあいの機会を提供するものに該当する。

要綱第5条第1項に規定する補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内とし、6月1日現在において補助団体の区域内で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録されている、又は補助団体に所属する、70歳以上の高齢者の人数に応じて、要綱別表2に定める額を限度としている。なお、区域内で住民基本台帳法の規定により登録されている高齢者の人数としているのは、補助事業の対象者を町内会・自治会等に所属している高齢者に限定していないためである。また、市から各町内会・自治会に補助事業を案内するにあたり、そのおおむねの区域内において6月1日現在に住民基本台帳法の規定により登録されている地域別対象者数を提供しているが、これは、町内会・自治会が名簿等で把握している高齢者の人数と大きく乖離していないか参考となるよう提供しているものである。そのため、市から提供された高齢者の人数と同数の高齢者を対象として、A町内会が補助事業を実施しても、事業趣旨に合致するものであり問題はない。実際に、A町内会において市から提供した人数分の記念品を購入していることを本件実績報告書等のうちの収支決算書及び領収証により確認していることから、不正があるとみなすことはできない。また、A町内会の会計報告と実際の支出額が一致していないことについては、市は本件実績報告書等にA町内会の会計報告の添付を求めていないため、確認していない。

以上のことから、本件補助金の交付は、規則及び要綱の規定に基づき適正に行われたものである。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 織 田 正 樹

加古川市監査委員 山 本 一 郎

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件補助金の支出について

請求人は、市がA町内会に交付した本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件補助金の支出に係る事務手続について

補助金の交付は、規則により、①補助金の交付を受けようとする者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金の額の確定（第15条）、⑦補助金の交付（第17条）の手順で行われることが定められている。

また、要綱において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第6条）、②補助事業者は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書に事業報告書、収支決算書、事業に係る領収証等の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第9条）、③実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定すること（第10条）、④補助金の額を確定した後に補助金を補助事業者に交付することとするが、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できること（第11条第1項）、⑤補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書を提出すること（同条第2項）、⑥補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないこと（第12条）

などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

- (ア) 令和2年8月7日にA町内会から本件交付申請書等が提出された。
- (イ) 市は提出された本件交付申請書等を審査した後、令和2年8月7日付けで160,000円の補助金の交付決定を行い、A町内会に補助金交付決定書を交付した。
- (ウ) 令和2年8月18日にA町内会から補助金請求書兼口座振替依頼書が提出された。
- (エ) 市は概算払を決定し、令和2年9月1日にA町内会から指定された口座に160,000円を振り込んだ。
- (オ) 令和2年11月12日にA町内会から本件実績報告書等が提出された。
- (カ) 市は提出された本件実績報告書等を審査した後、令和2年11月12日付けで補助金の額を160,000円で確定し、A町内会に補助金確定通知書を交付した。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続は、規則及び要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 補助事業の要件について

要綱第3条によると、補助事業の要件は、補助団体が開催する敬老会、敬老記念品等の贈呈その他の敬老事業であって、①「当該年度の9月1日から1月31日までに実施されるもの。」、②「補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもの。」、③「高齢者の長寿を祝うことを目的とするもの。」のいずれにも該当する事業と定められている。

請求人は、本件補助事業の敬老記念品配布事業は対象者に饅頭を配るだけで、補助事業の要件のうち、「補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもの。」に該当しないと主張している。

関係職員への調査により、補助事業である地域敬老事業は、地域が敬老について考え、自主的な敬老事業を行うことを推進するものであり、その事業内容や実

施方法には、各町内会・自治会等の実情に応じたものとなるよう広く裁量を認めていることを確認した。また、「高齢者とのふれあいの機会の提供」とは、敬老会等の実施、物品又は文書の配付等の機会を通して、地域住民が高齢者に対して直接間接を問わず交流することを指すものであることを確認した。

本件補助事業の敬老記念品配布事業については、敬老記念品代のみが本件交付申請書等のうちの収支予算書において支出科目に計上されていることから、何らかの敬老記念品をA町内会が購入し、対象者に配付することが認められる。また、対象者への敬老記念品の配付方法についても、高齢者に対して直接配付することまでは求められておらず、A町内会の裁量に任されている。

よって、本件補助事業は、要綱第3条に規定する補助事業の要件である「補助団体の区域内の高齢者とのふれあいの機会が提供されるもの。」に該当すると判断する。

ウ 補助金の額の算定について

要綱第5条によると、補助金の額は、「補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、当該年度の6月1日現在、住民基本台帳法の規定により補助団体の区域内に登録、もしくは補助団体に所属する、当該年度内に70歳以上となる高齢者の人数に応じ、別表2に定める額を限度とする。」と定められている。

請求人は、本件補助金の対象となる70歳以上の高齢者の人数について、実際の人数と齟齬のある、市から提供された不確かな対象者数を根拠に補助金申請が行われているとし、A町内会の区域内における町内会非加入世帯の人までを対象としていることに問題があると主張している。

関係職員への調査によると、市は、各町内会・自治会に地域敬老事業を案内するにあたり、「地域敬老事業補助制度に係る各地域別対象者数について」として、そのおおむねの区域内において6月1日現在に住民基本台帳法の規定により登録されている対象者数を提供している。これは、補助事業の実施にあたり、町内会・自治会が名簿等で把握している高齢者の人数と大きく乖離していないか参考となるよう提供しているものであることを確認した。なお、補助金の交付申請

時の対象者数が、市から提供した対象者数を大きく超過している場合は、交付申請をした町内会・自治会に対して、人数に差がある理由を聴取することを確認した。また、要綱第3条に規定する補助事業の対象者である「補助団体の区域内の高齢者」とは、町内会・自治会等の構成員に限ったものではない。従って、町内会・自治会等に所属していない高齢者を対象に含む事業であっても、要綱第1条に規定する事業趣旨に合致するものであり、制度上問題はないことを確認した。

また、本件補助金の額については、本件交付申請書等のうちの事業計画書に記載された70歳以上の高齢者の人数より、要綱別表2の「補助団体における70歳以上の高齢者人数(人)」欄における「351～450」の区分に該当するとして、160,000円の交付決定が行われている。そして、本件実績報告書等のうちの事業報告書では、70歳以上の高齢者の人数は、事業計画書の人数より8人増え、市から提供された対象者数と同数であったが、要綱別表2の区分に変更はなく、結果として160,000円の補助金の額に変更はなかった。

よって、本件補助金の補助事業の対象者がA町内会の構成員に限られていないこと、また、その対象者数が市から提供された対象者数を大きく超過していないことを勘案すると、要綱第5条の規定に基づいて補助金を交付しており、本件補助金の額の算定について不合理な点はないと判断する。

エ 実績報告書の審査について

要綱第10条によると、市は、「実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定」することが定められている。

請求人は、本件実績報告書等の内容について、本件補助事業において高齢者とのふれあいの機会が提供されているかどうかは町内会長の言い分によっていること、本件補助事業に係る金額がA町内会の会計報告に記載の金額と一致していないこと、対象者数に実際の人数と齟齬があること、また、敬老記念品を対象者の数だけ購入しているにもかかわらず配付されずに余ったものがあったことから、虚偽記載であると主張していると解せられる。

関係職員への調査により、市が本件実績報告書等を審査したところ、その実施状況に疑義等はなく、事業趣旨に合致しているとして、実地調査等を実施することなく、本件補助金の額を確定したことを確認した。また、本件実績報告書等にA町内会の会計報告の添付を求めていることを確認した。

本件補助金については、本件実績報告書等のうちの収支決算書、領収証及び写真から、対象者数として記載された人数分の敬老記念品の購入を確認していること、また、この敬老記念品購入に係る費用は要綱別表1に掲げる補助の対象となる経費に該当し、交付決定した本件補助金の額を上回っていること、さらに、本件補助事業に係る金額とA町内会の会計報告に記載の金額との整合まで求めていることから、市が、書面審査において疑義はないとして、A町内会に対して実地調査等を実施しなかったことは不当とまではいえない。

本件補助事業の対象者についても、補助団体である町内会・自治会等の構成員に限ったものではないこと、さらに町内会・自治会等は地縁団体として行政から独立した存在であって、その構成員を市が管理しているものではないことから、A町内会から提出される書類以外に正確に把握する術はなく、市が本件実績報告書等のうちの事業報告書に記載された対象者数を根拠に審査していることに不合理な点はない。

地域敬老事業は、地域が敬老について考え、自主的な敬老事業を行うことを目的とし、その事業内容や実施方法に広く裁量が認められており、地域住民が高齢者と直接間接を問わず交流する事業の実施そのものが重要であるとされている。その考え方を考慮すると、市が実際に配付できなかった敬老記念品の数を確認しなかったことを捉えて、適正に審査を行っていないとまではいえない。

よって、本件実績報告書等について、市は要綱第10条に規定する審査を行い、その実施状況が補助金交付条件に適合していることを確認し、適正に補助金の額を確定していると判断する。

以上のとおりアからエまでを検討した結果、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。